

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 登米市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.2 %
全職員	79.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	80.4 %
本庁課長相当職	70.7 %
本庁課長補佐相当職	96.2 %
本庁係長相当職	99.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.3 %
31～35年	91.8 %
26～30年	90.1 %
21～25年	88.5 %
16～20年	92.9 %
11～15年	95.6 %
6～10年	90.9 %
1～5年	85.7 %

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・男性の管理職員が多く、管理職手当支給対象者の約72%を占めるもの。
- ・男性が世帯の生計維持者となっている場合が多く、扶養手当支給対象者の約73%を占めるもの。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・会計年度任用職員が全体の約93%を占めており、そのうち比較的勤務時間が長く給料水準の高い職種（保育士・保育教諭等）が女性となっているもの。

【全職員】

- ・相対的に給料の低い会計年度任用職員のうち、約71%を女性が占めるもの。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。